

佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に魅力的な企業の集積を目指し、市内企業との連携による地域産業の活性化や定住人口、雇用人口の増加を図るため、本市にサテライトオフィス等を立地する事業者に対し、予算の範囲内でサテライトオフィス等開設支援事業補助金(以下、「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、佐世保市補助金等交付規則(平成17年3月31日規則第53号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 会社法(平成17年法律第86号)第2条第1号に規定する会社をいう。
- (2) サテライトオフィス等 事業者が本社(所)から離れた場所に設置する事業所で、通常の業務の要に供される施設をいう。
- (3) 常勤雇用者 労働契約の期間の定めがなく、事業者に直接雇用されているもので、かつ雇用保険法(昭和49年法律第116号)第4条第1項に規定する被保険者をいう。
- (4) 年度 地方自治法(昭和22年法律第67号)第208条に規定する会計年度をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業者(以下、「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 本市内に本社又は支店等名称の如何を問わず現に稼働中の事務所機能を有しておらず、市内に新たにサテライトオフィス等を設置する者
- (2) 別表第1に掲げる業種を営む事業者であること。但し、別表第1に掲げる業種以外で、設計・開発部門等の一部のサテライトオフィス等を開設しようとする事業者を含む。
- (3) 補助金の交付申請時点において、原則、事業開始から3年以上継続していること。
- (4) サテライトオフィス等を設置してから、本市内で3年以上業務を継続することが見込まれること。
- (5) サテライトオフィス等開設時点における従業員が2名以上配置される見込みがあること。
- (6) 設置するサテライトオフィス等の所有者又は賃貸人が事業者の関連企業等に該当しないこと。
- (7) 国税、本店及び支店が所在する自治体における地方税に滞納がないこと。
- (8) その他、全号に定めるもののほか、市長が認めた場合は、この限りではない。

(補助対象事業)

第4条 この要綱に基づく補助金の交付対象となる事業(以下、「補助事業」という。)は、次表に掲げる事業とする。

事業名	内容
(1) サテライトオフィス等開設支援事業	サテライトオフィス等開設にかかる経費の一部を補助するもの。
(2) 雇用促進事業	サテライトオフィス等を設置してから3ヶ年度以内は、雇用人数に応じた補助金を定額補助するもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第2のとおりとし、消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。

2 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるものについては、補助金の対象とするものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付申請を行おうとする事業者は、次表に掲げる事業毎に定められた申請書類及び申請時期に、市長に提出しなければならない。

事業区分	申請書類	申請時期
(1) サテライトオフィス等開設支援事業	① 佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書(第1号様式) ② 事業計画書(第1号様式別紙1) ③ 収支計画書(第1号様式別紙2) ④ 法人登記履歴事項全部証明書 ⑤ 申請者の事業概要が分かるもの ⑥ 直近2年度分の決算書の写し ⑦ 交付申請時点のサテライトオフィス等の現況写真 ⑧ 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類	事業実施前を原則とする。ただし、サテライトオフィス等として開所前であれば、申請日以降にかかる経費を補助対象事業費とみなす。
(2) 雇用促進事業	① 佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付申請書(第2号様式) ② 雇用契約内容が確認できる書類の写し ③ 雇用保険被保険者又は健康保険被保険者であることを証明する書類の写し ※当事業のみの申請の場合は、(1)の事業申請で必要な②・④～⑦の書類についても提出を求める。	前号で事業を開始した年度を初年度とし、年度末に当該年度分の実績に応じて申請する。別表第2のとおり、3ヶ年度で上限に達するまで継続申請可能。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請に係る内容を審査し、適当であると認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金交付決定等通知書(第3号様式)により通知する。

2 雇用促進事業については、佐世保市補助金等交付規則(平成17年規則第53号)第19条の規定により確定通知を省略するものとし、交付決定通知の決定額をもって補助金額の確定とする。

(申請の取り下げ)

第8条 前条の規定による通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)であって、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に不服がある者は、補助金の交付申請を取り下げることができ、補助金交付決定通知を受けた日から14日以内にその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により、申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定を取り消すものとする。

(計画変更等の承認)

第9条 サテライトオフィス等開設支援事業に関する補助事業者は、交付決定に係る補助事業の内容について、次の各号の一に該当する場合は、遅滞なく佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更承認申請書(第4号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならないものとする。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金変更決定通知書(第5号様式)により、補助金交付決定額の変更又は取消し等の措置をとるものとする。

(実績報告)

第10条 サテライトオフィス等開設支援事業に関する補助事業者は、事業の完了した日から30日以内、または事業実施年度末日のいずれか早い日までに、次の各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金実績報告書(第6号様式)
- (2) 事業実績報告書(第6号様式別紙1)
- (3) 収支決算書(第6号様式別紙2)
- (4) 事業実施のために要した経費を証する書類(写し)
- (5) サテライトオフィス等の賃貸借契約書等の写し
- (6) 実績報告時点のサテライトオフィス等の現況写真
- (7) その他、市長が必要と認めるもの。

(補助金の額の決定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受理したときは、その内容を審査し、交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、佐世保市サテライトオフィス等開設支援事業補助金確定通知書(第7号様式)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第12条 次の各号に掲げる事業に関する補助事業者において、補助金の交付を受けようとするときは、各々当該各号の定めによるものとする。

- (1) サテライトオフィス等開設支援事業

第11条に規定する補助金確定通知書による通知を受けた後、所定の請求書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

- (2) 雇用促進事業

第7条第1項に規定する補助金決定等通知書による通知を受けた後、所定の請求書(第8号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が補助金を他の目的へ使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件又はその他法令等に違反したときは、規則第15条第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 役員等(役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ

。)が佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 市長は、第1項又は前項の規定により補助金の決定を取り消した場合は、規則第15条第5項の規定により、交付決定取消通知書により速やかに補助事業者に通知する。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、規則第16条第1項の規定により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類の保管義務）

第15条 補助事業者は、補助時用の経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、市長から請求があった場合は、速やかに前項の書類を提示しなければならない。

（様式の特例）

第16条 第6条に規定する補助金交付申請書、第9条に規定する補助金変更承認申請書、第10条に規定する補助金実績報告書は、規則第20条の規定により定めた様式の特例とする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに補助金額が確定した補助事業についての第15条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

日本標準産業分類（平成25年10月改訂版）において分類された次の業種区分

分類	分類コード	項目名	備考
大分類	E	製造業	設計・開発部門のみ
中分類	39	情報サービス業	
中分類	40	インターネット付随サービス業	
中分類	41	映像・音声・文字情報制作業	
大分類	L	学術研究、専門・技術サービス業	

別表第2（第5条関係）

補助対象経費・補助限度額等

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額	
(1) サテライトオフィス等開設支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ サテライトオフィス等の整備に要する経費等 （①施設関連費： 施設整備費、通信環境整備・セキュリティ関連の整備費等 ②人事異動関連費： 引っ越しにかかる経費） ・ 賃借料（6ヶ月相当分） ・ その他、市長が必要と認める経費 	2分の1	300万円	(1)(2)両方に申請する場合500万円※
(2) 雇用促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市に住民票を有する従業員（常勤雇用者）を雇用した人数 ・ 事業の開始年度を初年度と、3ヶ年度まで申請が可能 	定額 (30万円/1人) 3ヶ年で10人分 を上限とする	300万円	

※補助事業を行う事業者が、2つの補助対象事業を行う場合において、(1)サテライトオフィス等開設支援事業の補助額が300万円となった場合は、補助限度額が500万円であることから、(1)サテライトオフィス等開設支援事業の補助額300万円を差し引いた額が、(2)雇用促進事業の補助限度額となる。この場合、(2)雇用促進事業で定める1人あたりの定額を乗じた額が、補助限度額を上回る場合は、補助限度額での交付決定とする。